

# 福山市立東中学校いじめ防止等に係る基本方針

2014年(平成26年)4月1日  
福山市立東中学校

## 1 いじめの防止等のための基本的な考え方

### (1) 策定の趣旨

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめは「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである」との認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。また、全ての生徒が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に自律的に取り組むことができるよう、学校を含め、地域社会全体でいじめの問題に取り組むことが重要である。

この趣旨を踏まえ、本校では、いじめの問題の根絶に向け、いじめの防止等の基本的な方向を示す「福山市立東中学校いじめ防止等に係る基本方針」を「福山市いじめ防止基本方針」を基に策定し、「いじめの防止等を推進する体制づくり」を確立するとともに、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

### (2) いじめの定義等

「いじめ」をいじめ防止対策推進法(以下「法」という。)第2条に基づき、次のとおり定義する。(福山市いじめ防止基本方針「いじめの定義等」より)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じるものをいう。

\* 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

- ◇ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つものとする。
- ◇ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該生徒と何らかの人的関係を指すものとする。
- ◇ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。
- ◇ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、各学校における「いじめ防止委員会」等の組織を活用して行う。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- ・冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが含まれる。

### (3) 本校におけるいじめの防止対策の基本的な考え方

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであり、加えて、大人には見えにくく、発見することが難しいという特性があり、大人が見逃していたり、見過ごしていたりする可能性がある。

いじめの対応においては、認知件数の多寡のみを問題とするのではなく、アンケート調査や教育相談、日常的な実態把握により、早期に発見（認知）し、早期に対応するなど、学校全体で組織的に取り組むことが重要である。

さらに、教職員の言動が、生徒を傷付けたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。

また、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要な「いじめ」については、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する必要がある。

#### ア いじめの未然防止

生徒一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての生徒が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう、「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。

#### イ 生徒の主体的な活動の支援

生徒がしっかりと自律して、自分たちでいじめのない学校をめざして取り組んでいくことが重要であることから、生徒会を中心として、いじめ撲滅キャンペーンといった活動を行う等、生徒の主体的な活動を支援する。

#### ウ いじめの早期発見・早期対応

定期的、計画的なアンケート調査や教育相談を進めるとともに、日常的な実態の把握により、小さな兆候を見逃さず、早い段階で的確に対応するなど、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

#### エ いじめへの組織的な対応

特定の教職員が問題を抱えこむことなく、法第22条により設置する「いじめ防止

委員会」を中心に、全教職員がいじめられた生徒を守りきるという立場に立ち、組織的に対応する。

#### オ 家庭や地域との連携

地域社会全体で生徒を見守り育てるため、PTAや地域の自治会、学校関係者等が連携・協働する体制を構築する。

## 2 本校のいじめの防止等に関する取組

本校は、「福山市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止のための対策を行う。

### (1) 教職員の基本的な姿勢

- ア 教職員一人一人が、いじめられている生徒を守り切るということを言葉と態度で示す。
- イ いじめられている生徒を学校全体で守るためにも、生徒が発するどんな小さなサインも見逃さない。
- ウ 生徒一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての生徒が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。
- エ 特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有する。また、学校だけで問題を解決しようとすることなく、生徒一人一人の願いが実現できるように、家庭や関係機関等と一体となった取組を進める。

### (2) いじめの防止等の取組

- ア 「いじめ防止委員会」の設置
  - ・ いじめの防止及びいじめの早期発見・早期対応を組織的に行うための常設の組織を置く。
  - ・ 校務分掌組織に位置付ける。
- イ いじめの防止等に係る生徒への指導
  - ・ どのような行為がいじめに当たるのか、いじめられた生徒にどのような影響を与えるのか、いじめはどのような構造なのかなど、いじめについて正しく理解させる。
  - ・ 社会体験や生活体験の機会を設け、生徒の社会性を育み豊かな情操を培う。
  - ・ ソーシャルスキル・トレーニング等を通じて、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育成する。
  - ・ 自分自身がいじめられていることや友人等がいじめられている事実を教職員や家族、相談機関等に伝えることは、適切な行動であることを理解させる。
- ウ 生徒の主体的な活動の支援
  - ・ 生徒会によるいじめ撲滅キャンペーンなど、いじめの防止に向けて生徒が主体的に活動できるよう支援する。
- エ 生徒指導体制及び教育相談体制の構築
  - ・ いじめの防止及びいじめ認知時の対応等に係る校内研修の実施
  - ・ いじめの防止及びいじめ認知時の保護者・関係機関等との連携
  - ・ いじめの防止及びいじめの早期発見に係る定期的なアンケート調査及び個別面談の実施
  - ・ いじめの防止等に係る保護者への啓発及び広報

- ・いじめの防止等に係る相談窓口の設置及び広報
- ・いじめ認知時の対応マニュアルの作成

### 3 重大事態発生時の対応

いじめの「重大事態」を，法第28条第1項に基づいて次のとおり定義する。

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（生徒に自殺の恐れがある場合等）
- いじめによる当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することも余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間30日を目安とし，一定期間連続して欠席しているような場合などは，迅速に調査に着手）

#### 【問題解決への対応】

- ・重大事態が発生した場合，速やかに市教育委員会に報告するとともに，調査組織（プロジェクトチーム等）を編成する。
- ・全教職員の共通認識の下，いじめられた生徒を守ることを最優先としながら，適切な対処や調査を迅速に行う。

#### 【説明責任の実行】

- ・いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報提供する。
- ・全校保護者への対応をする。

#### 【再発防止への取組の徹底】

- ・問題の背景・課題を整理し，指導を徹底する。
- ・取組みを見直し，改善策の検討・策定をする。

### 4 「いじめ防止基本方針」の公表及び改訂

- ・ホームページに公表し，必要に応じて改訂するものとする。